令和８年（フ）第２２３号
福島県郡山市台新二丁目23番４号　リボン郡山台新、旧住所福島県郡山市富久山町八山田字東永年19
債務者　佐藤　和希
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１１５号
栃木県小山市大字立木1410番地15　神宮スカイハイツ519号
債務者　矢口　　覚
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで　宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第３５２号
京都府木津川市州見台一丁目17番地１　ＣａｓａＥ．Ｊ．Ｉ101号
債務者　髙山　　綾
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７４５号
京都府宇治市羽拍子町20番地の７
債務者　加藤　将平
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７６３号
京都市左京区鹿ケ谷高岸町50番地　市住Ｋ１－311
債務者　木上　智子
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７９３号
京都府木津川市州見台一丁目17番地１　ＣａｓａＥ．Ｊ．Ｉ101号
債務者　髙山　祐生
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８０４号
京都市西京区大原野東境谷町一丁目１番地９棟603号、前住所京都市西京区大枝東長町３番地572
債務者　田辺　博江
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８０８号
京都府木津川市兜台一丁目２番地　高の原駅西団地15―215号
債務者　藤里　匡之
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８２４号
京都市南区久世築山町313番地４　グランシャリオ京都南102、前住所神戸市垂水区南多聞台１丁目９番Ｂ―315号
債務者　安藤　美幸（旧姓樫原）
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８７８号
京都市東山区今熊野宝蔵町65番地　シャロン栗　301、前住所京都市中京区壬生坊城町48番地３　壬生坊城第２団地　４―301
債務者　木谷　仁美
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９１０号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地　向島市住５－３棟718号
債務者　杣友美佑季
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９１９号
京都市南区吉祥院三ノ宮西町１番地　メロディーハイム西大路デュオノワール404号
債務者　山口　京子
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９２５号
京都市下京区西七条西八反田町113番地
債務者　津谷川奉文
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９３５号
京都市右京区梅津段町21番地１　プラミーハイツ109
債務者　玉田　　勝
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９５２号
京都市北区大北山原谷乾町19番地165
債務者　矢内　宏樹
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９５３号
京都市北区大北山原谷乾町19番地165
債務者　佐々木侑寿
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０２８号
京都市下京区東之町17番地　市営住宅Ｍ４棟205
債務者　丸矢　　豊
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係